

七ヶ宿町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

1. 技能労務職員等の現状

(1) 民間類似職種等との比較

区 分	七ヶ宿町					国（行政職俸給表（二））				民 間				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	賃金構造基本統計調査(宮城県)				
										民間類似職種	平均年齢	平均給与月額	平成19年 職種別民間給与 実態調査(県内) (宮城県人事委員会)	平成19年 職種別民間給与 実態調査(全国) (人事院)
全 体	35.8歳	1 人	円	円	円	48.8歳	5,193人	287,094円	320,514円					
うち自動車運転手	35.8歳	1 人	円	円	円					自家用乗用自動車運転者	50.4歳	166,800円	300,844円	342,883円

[項目説明]

- 個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。
- 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における、各職種ごとの職員の基本給の平均のことです。
- 「七ヶ宿町」の欄のうち、「平均給与月額」とは、平成19年4月1日現在における、基本給と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 七ヶ宿町、国及び民間における平均給与月額に計上されている諸手当は、調査により異なる場合があります。その内訳は下表のとおりです。
- 市町村、国及び民間をなるべく共通の基準で比較できるようにするため、「七ヶ宿町」の欄では平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当、単身赴任手当、特勤手当、初任給調整手当を加えた数値(特勤手当及び時間外勤務手当は除く)を「平均給与月額(国ベース)」とし、また、民間の欄のうち「平成19年職種別民間給与実態調査」における平均給与月額は時間外手当を除いた数値としています。

平均給与月額に計上されている諸手当

七ヶ宿町「平均給与月額」	七ヶ宿町「平均給与月額(国ベース)」	国(行政職俸給表(二))「平均給与月額」	賃金構造基本統計調査における平均給与月額	平成19年職種別民間給与実態調査における平均給与月額
扶養手当 住居手当 通勤手当 管理職手当 時間外勤務手当 等定期・勤勉手当、退職手当、寒冷地手当 を除いたもの。	扶養手当 住居手当 管理職手当 寒冷地手当	扶養手当 地域手当 住居手当 俸給の特別調整額(管理職手当) 単身赴任手当 寒冷地手当 特勤手当 初任給調整手当	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 超過労働給与額 等	職務手当 精勤手当 通勤手当 家族手当 地域手当 住宅手当 役付手当 単身赴任手当 寒冷地手当 特殊作業手当 等

[注釈]

- 「国(行政職俸給表(二))」の欄は、人事院が行った国家公務員給与実態調査に基づき、国家公務員のうち行政職俸給表(二)が適用され、守衛、用務員、自動車運転手、電話交換手及びこれらに準ずる業務に従事する職員についての数値です。なお、地方公務員のように職種ごとの数値は公表されていません。
- 「国(行政職俸給表(二))」の欄のうち、「平均給与月額」には、時間外勤務手当、特勤手当等の手当が含まれておりません。
- 「民間」の欄のうち、「賃金構造基本統計調査(宮城県)」は賃金構造基本統計調査において公表されているデータ(平成16年～平成18年の6月支給分の3ヵ年平均)ですが、この中には短期間の臨時的な労働者(アルバイト、パートタイマー等)を含むなど、技能労務職員等と民間の類似職種等との比較にあたり、年齢、勤続年数、業務内容、雇用形態等の点で必ずしも一致しているものではありません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(県内)」とは、宮城県人事委員会が行った調査(県内民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。
- 「平成19年職種別民間給与実態調査(全国)」とは、人事院が行った調査(全国民間事業所のうち、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上のものから無作為に抽出し行った実地調査)の結果による、平成19年4月現在における民間給与の実態です。なお、この調査では臨時的な従業員は含まれておりません。

(2) 職種別年齢別職員構成及び平均給与月額

区 分	20歳未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳以上	合 計
全 体	人	人	人	人	1 人	人	人	人	人	人	人	人	1 人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
うち自動車運転手	人	人	人	人	1 人	人	人	人	人	人	人	人	1 人
平均給与月額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

個人情報保護の観点から、対象となる職員が3人未満の場合はアスタリスク(*)と表記しております。

(3) その他給与に関する事項

技能労務職員等に適用する給料表について

適用給料表	給料表の構造
行政職給料表(2)を適用	国家公務員行政職給料表(2)に準拠

技能労務職員等に支給される手当の状況

ア. 特殊勤務手当について(平成19年4月1日現在)

特殊勤務手当数	なし		
手当の名称	支給対象職員	支給対象業務	左記職員に対する支給単価
支給規定なし			

イ. 国の制度と異なる手当について(平成19年4月1日現在)

手当名	国の制度と異なる手当の内容
通勤手当	国の通勤距離区分を細分化した距離区分により、通勤手当を支給。

技能労務職員等の昇格・昇給基準について

昇格については、単純労務職員の給与に関する規定により、その職務に対応した職務の級としていて、その勤務状況を勘案し決定します。また、昇給については、毎年1月1日に4号俸(平成22年度までは3号俸)、ただし、57歳を超える場合は2号俸(平成22年度までは1号俸)を標準として昇給します。

2. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

労務職員については、一般職への任用暫を行う予定である。その後は退職者不補充とし、新規の採用は行わないこととしている。

3. 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた具体的な取組内容

定員について

退職不補充としています。

給与について

国に準拠した取扱いとなっており、今後もその取扱いとしていくこととしています。

諸手当について

技能労務職に関わる手当については、通勤手当を除いては国に準拠した取扱いとなっており、見直しは考えておりません。

昇給のあり方について

新たな「人事評価制度」を導入することとしていて、技能労務職についても、その制度運用により昇給等を行うこととしています。

4. その他

特になし